

巨大地震による家屋の倒壊から あなたや家族の命を守りましょう

問合せ 建築課建築行政係

阪神・淡路大震災では、地震直接死の8割が家屋の倒壊による圧死・窒息死であり、うち9割がほぼ即死（地震発生後15分以内に死亡）しています。平成28年4月の熊本地震でも住宅の倒壊による死傷者がありました。水や食料、そのほか消耗品の備蓄、避難所生活の知恵が行かせるのは、あなたが生き延びた場合です。

また、倒壊の恐れがある住宅へ備蓄品を取りに戻することはできません。自身や家族の命を守るため、住まいの耐震化をお願いします。

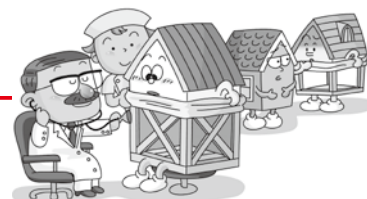


△倒壊した家屋の下で無事なシェルター

まず、木造住宅無料耐震診断をご利用ください

昭和56年5月31日以前に着工された現に居住している住宅のうち、木造住宅（在来軸組構法、伝統工法の2階建て以下に限る）については、無料耐震診断を利用できます（電話申込可）。

非木造住宅（特殊な構造を除く）については、耐震診断費補助制度があります。申請前の事前相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。



耐震改修等補助金

耐震診断の結果によっては、耐震改修（最大100万円補助）、建替や解体などの耐震補助制度を利用することができます。詳しくは建築課ホームページをご覧ください。電話での相談も受け付けます。

木造住宅無料耐震診断は、**受付から結果のお渡しまでは2～3か月を要します。**工事を予定してから申込みした場合、補助制度利用のため工期の大幅な変更が必要であったり、予定の工期に合わせるため補助制度が利用できないなどの事例があります。当面は工事の予定がなくても、住まいの現状把握のため、早めに受診しましょう。

建替費補助制度

単年度中に同一敷地内で建替を完了することが条件です。

募集件数 10件（先着順）

補助額 建替工事に要した経費（上限50万円、設計費10万円含む）

解体費補助制度

緊急輸送道路沿いなどの要件を廃止しています。

募集件数 10件（先着順）

補助額 解体工事に要した経費（上限20万円）

避難弱者がいる家庭は

65歳以上の人、身体障害者手帳を持つ人、要介護認定を受けた人などが住む場合、木造住宅無料耐震診断の結果、判定値が0.4以下であれば、耐震シェルター設置費用補助も利用できる場合があります。

募集件数 3件（先着順）

補助額 耐震シェルターの設置に要した費用（上限30万円）

※耐震シェルター設置費用補助について、受領委任払い（補助金の支払いを施工者に直接支払うことで、申請者は補助金と工事費の差額を準備すればよくなる制度）を始めました。